

福生市公式キャラクター「たっけー☆☆」の使用等に関する取扱
要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、福生市（以下「市」という。）の公式キャラクター「たっけー☆☆」（以下「たっけー☆☆」という。）のイラストデザイン及び着ぐるみの使用並びに出演（以下「たっけー☆☆の使用等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用条件)

第 2 条 たっけー☆☆の使用等に係る要件については、別表に定めるとおりとする。

(使用承認申請)

第 3 条 たっけー☆☆の使用等を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、福生市公式キャラクター「たっけー☆☆」の使用等承認申請書（別記様式第 1 号）に申請者の概要が分かる資料のほか、必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(使用の承認等)

第 4 条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、たっけー☆☆の使用等の承認の可否を決定したときは、福生市公式キャラクター「たっけー☆☆」使用等承認・不承認決定通知書（別記様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。

(費用負担)

第 5 条 たっけー☆☆の使用等に係る費用は、無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、たっけー☆☆の使用等の期間中における保管、移送その他の事情により費用が生じたときは、前条の規定によりたっけー☆☆の使用等の承認を受けた者（以下「使用等承認者」という。）が当該費用

を負担するものとする。

(使用等の内容変更承認)

第6条 使用等承認者は、たっけ一☆☆の使用等の内容を変更しようとするときは、あらかじめ福生市公式キャラクター「たっけ一☆☆」使用等内容変更承認申請書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、使用等の内容の変更承認の可否を決定したときは、福生市公式キャラクター「たっけ一☆☆」使用等内容変更承認・不承認決定通知書（別記様式第4号）により、使用等承認者に通知するものとする。

(使用承認の取消し等)

第7条 市長は、使用等承認者が次の各号のいずれかに該当するときは、たっけ一☆☆の使用等の承認を取り消すとともに、福生市公式キャラクター「たっけ一☆☆」使用等承認取消通知書（別記様式第5号）により、使用等承認者に通知するものとする。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段によりたっけ一☆☆の使用等の承認を受けたと認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

2 使用等承認者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちにそのたっけ一☆☆の使用等を中止しなければならない。

3 使用等承認者は、市からたっけ一☆☆のイラストデザインの使用対象物件の回収の指示があったときは、使用等承認者の負担により速やかにこれを行わなければならない。

4 第4条に規定する承認を受けずにたっけ一☆☆のイラストデザインを使用した場合又は第1項の規定による通知を受けたにもかかわらずたっけ一☆☆のイラストデザインの使用を中止しない場合は、市長は、著作権法（昭和45

年法律第48号) その他の法令の規定に基づき、その使用の差し止め等の手続を行うものとする。

(免責)

第8条 前条に規定するたっけ一☆☆の使用等の承認の取消しにより使用等承認者に生じた損害について、市は、一切その責めを負わない。

2 使用等承認者がたっけ一☆☆の使用等によって第三者に対して与えた損害又は損失について、市は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(損害賠償)

第9条 使用等承認者は、第7条の規定に該当した場合において、これにより市に生じさせた損害を賠償しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

たっけー☆☆の使用等要件

使用等の区分	たっけー☆☆の使用等ができるもの	使用等の基準	遵守事項	備考
イラストデザインの使用	個人及び法人その他の団体とする。ただし、福生市暴力団排除条例(平成24年条例第12号)第2条第1号から第3号までに規定する暴力団等は、使用することができない。	<p>1 使用できるイラストデザインは、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 基本デザイン</p>  <p>(2) 基本デザインのほか、市が指定する基本デザインを基に表情、衣装等を変えたものを含む。</p> <p>(3) 愛称ロゴタイプ</p>  <p>2 次の各号のいずれかに該当するときは、イラストデザイン等の使用を承認しないものとする。</p> <p>(1) 市又は「たっけー☆☆」の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 法令又は公序良俗に反し、又</p>	<p>使用等承認者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 使用承認を受けた目的及び用途のみに使用すること。</p> <p>(2) 使用の許可によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。</p> <p>(3) 市で定めた形、色等の規格に沿って正しく使用し、イラストデザインの改変をしないこと。</p> <p>(4) 使用承認の際に付された条件に従って使用すること。</p> <p>(5) イラストデザインの使用前に、当該使用に係る物件の完成見本を速やかに市に提出すること。ただし、完成見本の</p>	

		<p>はそのおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動を支援又は公認しているような誤解を与え、又はそのおそれがあると認められるとき。</p> <p>(4) 不当な利益を得るために利用し、又はそのおそれがあるとき。</p> <p>(5) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。</p> <p>(6) その他市長がデザイン等の使用について不相当と認めるとき。</p>	<p>提出が困難なものについては、その写真又はイメージ図等の提出をもって、これに代えることができる。</p> <p>(6) 市から要請があった場合は、イラストデザインの使用実態を報告すること。</p> <p>(7) 商標、意匠等の登録出願を行わないこと。</p> <p>(8) 事故、知的財産権の侵害等、イラストデザインの使用に起因する問題が生じないように、十分な事前調査を行うなど、使用者の責任をもって万全の配慮をすること。</p>	
たっけ一☆☆ (着ぐるみ) の使用 (貸出し)	法人その他の団体とする。ただし、福生市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までに規定する暴力団等は、使用することができない。	<p>1 市及び「たっけ一☆☆」のPRに資する次の各号のいずれかに該当する場合に限り、使用できる。</p> <p>(1) 市が主催、共催、後援又は協賛するイベント</p> <p>(2) 地域活性化、商工業活性化、子育て支援、福祉活動及び学校教育に関連した市内の団体等によるイベント</p> <p>(3) その他市長が特に認めたイベント</p>	<p>1 使用等承認者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 市長が別に定める着ぐるみ使用マニュアル等を遵守すること。</p> <p>(2) 使用日の前日までに、着ぐるみを装着するものが着ぐるみの使用方法について、市職員から説明を受けること。</p>	<p>1 次の各号のいずれかに該当するときは、申請書の提出を省略することができる。</p> <p>(1) 市及び市職員が業務に使用するとき。</p> <p>(2) 市内の学校等が教育の目的で使用するとき。</p> <p>(3) その他市長が</p>

		<p>2 次の各号のいずれかに該当するときは、着ぐるみの使用承認をしないものとする。</p> <p>(1) 市の業務に支障のあるとき。</p> <p>(2) 市又は「たっけ一☆☆」の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。</p> <p>(3) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。</p> <p>(4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。</p> <p>(5) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動を支援又は公認しているような誤解を与え、又はそのおそれがあると認められるとき。</p> <p>(6) 使用のための十分な態勢が整わないとき。</p> <p>(7) その他市長が着ぐるみの使用について不適當であると認めるとき。</p> <p>3 着ぐるみの使用期間は、原則として当該期間の初日から起算して1週間以内とする。</p>	<p>(3) 使用承認された用途のみに使用すること。</p> <p>(4) 使用承認された使用期間を遵守すること。</p> <p>(5) 着ぐるみ返却時に着ぐるみの使用状況が分かる写真又は記録を提出すること。</p> <p>(6) 使用承認の際に付された条件に従って使用すること。</p> <p>2 使用等承認者は、着ぐるみの使用期間が満了したときは、直ちに着ぐるみを原状に回復し、市長に返却しなければならない。</p> <p>3 着ぐるみを汚損等した場合は、当該使用等承認者の負担により、補修、クリーニング等を行い、原状に復さなければならない。</p>	<p>適当と認めるとき。</p> <p>2 使用等承認者は、着ぐるみの使用期間中における保管、移送その他の事情により費用が生じたときは、当該費用を負担するものとする。</p>
たっけ一☆☆の出演依頼	個人及び法人その他の団体とする。ただし、福生市暴力団排除	<p>1 次の各号のいずれかに該当する場合に出演を承諾する。</p> <p>(1) 不特定多数の者が参加できる</p>	たっけ一☆☆の出演を依頼するものは、原則として、イベントの開催日の2週間前までに申請しなければならない。	

	<p>条例第2条第1号から第3号までに規定する暴力団等は、使用することができない。</p>	<p>イベント又はメディアによる取材が見込めるイベント (2) 主催者及び開催地が市外のイベント 2 次の各号のいずれかに該当するときは、出演を承諾しないものとする。 (1) 個人的なイベントへの出演 (2) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動を支援又は公認しているような誤解を与え、又はそのおそれがあると認められるイベントへの出演 (3) 出演に係る受け入れ態勢が整わないとき。 (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるイベント (5) その他市長が出演について不適當であると認めるイベント</p>		
--	---	---	--	--